

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2021年5月14日
【会社名】	静甲株式会社
【英訳名】	SEIKO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 鈴木 恵子
【本店の所在の場所】	静岡県静岡市清水区天神二丁目8番1号
【電話番号】	(054)366-1030
【事務連絡者氏名】	専務取締役 鈴木 武夫
【最寄りの連絡場所】	静岡県静岡市清水区天神二丁目8番1号
【電話番号】	(054)366-1030
【事務連絡者氏名】	専務取締役 鈴木 武夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

2021年5月14日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

このたび、車両関係事業及び冷間鍛造事業及び不動産等賃貸事業において「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、将来の回収可能性を検討した結果、土地・建物等について減損損失を特別損失として計上することといたしました。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象により、2021年3月期の個別決算に807百万円、連結決算に1,475百万円の減損損失を特別損失として計上いたします。

以上